

指定居宅介護支援  
重要事項説明書

株式会社クローバー

## 指定居宅介護支援 重要事項説明書

### 1. 事業者

事業者の名称	株式会社クローバー
法人 所在地	東京都渋谷区恵比寿南2-23-7エビスパークヒルズ303
代表者 氏名	代表取締役 村田 豊之
電話番号	03-6452-4162

### 2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

### 3. 概要

#### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	クローバーケアセンター
所在地	東京都渋谷区恵比寿南2-23-7エビスパークヒルズ303
介護保険指定番号	1371303759
サービス提供地域	渋谷区

#### (2) 当法人のあわせて実施する事業

種類	事業者名	事業者指定番号
訪問入浴	株式会社クローバー	1371302314

#### (3) 職員体制

従業員の職種	区分	業務内容	人数
管理者	常勤	事業所の運営および業務全般の管理	1
主任介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	0
介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1

#### (4) 勤務体制

営業日	月曜日～金曜日（祝祭日および年末年始を除く）
受付時間	午前8時30分～午後17時30分

(5) 居宅介護支援サービスの実施概要

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング ※1	少なくとも月に1回、ケアマネジャーが利用者の居宅を訪問し、本人の心身の状態やケアプランの利用状況について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を行います。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

※1 利用者の同意を得ており、サービス担当者会議等で主治医等の合意がある場合は、テレビ電話装置等を活用しての実施が可(少なくとも2月に1回は利用者の居宅の訪問が必要)

(6) 居宅介護支援費(1か月につき)

	介護支援専門員1人あたりの担当件数	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費(I)	(i) 1~44件	12,380円	16,085円
	(ii) 45~59件	6,201円	8,236円
	(iii) 60件以上	3,716円	4,810円
居宅介護支援費(II) ※2	(i) 1~49件	12,380円	16,085円
	(ii) 50~59件	6,201円	8,025円
	(iii) 60件以上	3,716円	4,810円

※2 指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステム活用又は事務職員の配置を行っている場合

(7) 居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	<p>正当な理由なく、居宅サービス計画に位置付けられた提供総数のうち、同一のサービス事業者によって提供された数が80%を超えた場合 (訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護、福祉用具貸与)</p>	1月につき2,280円減算
-----------	--	---------------

運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 (運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない)	基本単位数の50%減算
業務継続計画未実施減算	感染症若しくは災害いずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合	所定単位数の1%減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	所定単位数の1%減算
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサ高住に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合	所定単位数の95%を算定

(8)特定事業所加算(1か月につき)

算定要件		加算Ⅰ (5,916円)	加算Ⅱ (4,799円)	加算Ⅲ (3,682円)	加算A (1,299円)
①	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
②	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防事業所と兼務をしても差し支えない。	3名以上	3名以上	3名以上	常勤・非常勤各1名
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること	○			
④	24時間連絡体制※3を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○			※4○
⑤	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること	○	×		
⑥	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○			※4○

⑦	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても、宅介護支援を提供していること	○			
⑧	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○			
⑨	居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○			
⑩	介護支援専門員 1 人あたりの利用者の件数が 45 名未満(居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は 50 名未満)であること	○	○	○	○
⑪	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成 28 年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)	○			※4○
⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施している事	○			※4○
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○			

※3 携帯電話等の転送による対応等も可

※4 連携でも可

(9) 特定事業所医療介護連携加算

特定事業所医療介護連携加算		1,425 円
算定要件	前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間において退院・退所加算の算定に係る病等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が 35 回以上	
	前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間においてターミナルマネジメント加算を 15 以上算定していること	
	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していること	

(10) 加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	3,420 円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること	2,850 円

入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院した翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること	2,280円
イ) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	5,130円
ロ) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	6,840円
ハ) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	6,840円
ニ) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	8,550円
ホ) 退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	10,260円
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	4,560円
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	2,280円 (1月に2回まで)
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	570円 (1月に1回まで)
介護職員等処遇改善加算	『令和8年度特例要件』※2または『処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件』※3のいずれかを満たしている場合	所定単位数の 2.1%

※退院・退所加算については、退院・退所後に福祉用具貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等がカンファレンスに参加することとする。

※2 ケアプランデータ連携システムを利用している等。

※3 キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件を全て満たしていること。

#### 4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

相談、苦情、要望の受付窓口は、以下の通りです。

##### (1) 当事業所相談窓口

事業所名	クローバーケアセンター
担当者	小林 奈々美
電話番号	03-6452-4162
対応時間	営業日の午前8時30分～午後17時30分

##### (2) 外部苦情相談窓口

渋谷区介護保険課介護相談係	電話番号	03-3463-3304
東京都国民健康保険団体連合会	電話番号	03-6238-0177

#### 5. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### 6. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

#### 7. 主治の医師および医療機関等との連携

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。

また、入院時には、居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、ご本人またはご家族から、当事業所および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。(お渡しした名刺等をご提示ください)

#### 8. 秘密の保持

①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

#### 9. 公正中立なケアマネジメントの確保

事業者は、利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者又はその家族に対し、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事ができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求められます。
- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ・前6月間に事業者において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に事業者において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、文書を交付して説明します。

#### 10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための感染対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延のための研修及び訓練を定期的実施し、その内容を記録します。
- ④ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置き、感染症の予防及びまん延の防止に努めます。感染対策担当者：小林奈々美

#### 11. 虐待の防止

- ① 事業所における虐待発生防止に努める観点から、虐待防止委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置き、虐待の発生又はその再発を防止します。虐待防止に関する担当者：小林奈々美

#### 12. 業務継続計画(BCP)の策定等

- ① 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を安定的・継続的に実施するための、及び非常時での体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 事業者は、感染症および災害に係る業務継続計画をそれぞれ策定します。
- ③ 事業者は、業務継続計画の研修及び訓練を定期的実施し、その内容を記録します。
- ④ 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。  
この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事 業 者

所 在 地 東京都渋谷区恵比寿南2-23-7エビスパークヒルズ303

事業者名 株式会社クローバー

代表取締役 村田 豊之 印

説 明 者 所属 クローバーケアセンター

氏名 小林 奈々美 印

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代 理 人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印